

福岡市自治協議会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2条に定める自治協議会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自治協議会)

第2条 この要綱において「自治協議会」とは、福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（令和4年福岡市条例第2号）に定める自治協議会のうち、次に掲げる要件を満たすものからの届出に基づき、第4条第1項の規定により区長が登録したものをいう。（原則として、小学校の通学区域（以下「校区」という。）ごとに1団体とする。）

(1) 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること。

- ア 役員の民主的な選出
- イ 協議による意思決定
- ウ 自主財源の確保
- エ 事業計画・予算作成及び執行の透明性
- オ 会計処理の透明性

(2) 校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会のほか、次に掲げる各種団体（校区内に組織されている団体がある場合に限る。）などにより構成されたものであること。

- ア 校区交通安全推進委員会
- イ 校区体育振興会
- ウ 校区男女共同参画協議会
- エ 校区青少年育成連合会
- オ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議
- カ 校区献血推進協力会
- キ 校区衛生連合会
- ク 校区自主防災組織

2 自治協議会を構成する自治会・町内会の区域が校区と一致しない場合その他自治協議会の区域と校区が異なることについて相当の理由があると区長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、校区と異なる区域をもって自治協議会の区域とすることができる。

(届出書の提出)

第3条 前条第1項の要件を満たす団体は、自治協議会届出書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届け出ることができる。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

(登録)

第4条 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、当該団体を自治協議会として登録することができる。

2 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合しないと認めるときは、前項の登録をしない旨の文書をもって、当該団体へ通知するものとする。

(届出内容の変更等)

第5条 自治協議会は、第3条の届出の内容に変更があったときは、速やかに、自治協議会登録変更届出書(様式第2号)に必要な書類を添えて区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、同項の届出に基づく変更の内容をもって、前条第1項の登録に係る事項を更新するものとする。

(登録事項の証明)

第6条 区長は、第4条第1項の登録に係る事項に関し証明書を発行することができる。

2 前項の証明書の発行に関し必要な事項については、区長が別に定める。

(登録の取消し)

第7条 自治協議会は、第2条第1項の要件に該当しなくなった場合又は自治協議会を解散しようとする場合は、速やかに、自治協議会登録取消届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合のほか、自治協議会が第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、第4条第1項の登録を取り消すことができる。

3 前項の取消しは、当該自治協議会へ文書を通知して行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月31日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

自治協議会届出書

令和 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

自治協議会の設立について、福岡市自治協議会に関する要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届出します。

団体名	(ふりがな)				
所在地					
代表者氏名	(ふりがな)				
電話番号					
組織構成	自治会	加入自治会・町内会数	団体(A)	加入割合(A/B)	
	町内会	校区内の自治会・町内会数	団体(B)	%	
	各 種 団 体	そ加 の 入 他 団 の 体	校区交通安全推進委員会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区体育振興会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区男女共同参画協議会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区青少年育成連合会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区ごみ減量・リサイクル推進会議(組織 有・無)		加入・未加入
			校区献血推進協力会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区衛生連合会(組織 有・無)		加入・未加入
			校区自主防災組織(組織 有・無)		加入・未加入
自主財源内容	・自治会の分担金(有・無) ・その他()				

- ・関係書類
 - (1) 規約
 - (2) 役員名簿

自治協議会登録変更届出書

令和 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

自治協議会の届出に係る事項の変更について、福岡市自治協議会に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

届出内容を変更した自治協議会			名 称	
			所在地	
変 更 が あ っ た 事 項			変 更 の 内 容	
1	自治協議会の名称		(変更前)	(変更後)
	自治協議会の所在地			
	自治協議会の代表者			
4	組 織 構 成	自 治 会 町 内 会	加入	(加入団体名)
			脱退	(脱退団体名)
			その他	(分割、統合などの状況について変更前と変更後をそれぞれ記載)
	第2条第1項 第2号に規定 するアからク の各種団体	加入	(加入団体名)	
脱退		(脱退団体名)		
5	規 約		(変更後の規約を添付すること)	
6	役 員(代表者を除く)		(変更後の役員名簿を添付すること)	
変 更 年 月 日			令和 年 月 日	

自治協議会登録取消届出書

令和 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

自治協議会の登録の取消しについて、福岡市自治協議会に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

登録を取り消す自治協議会	名 称	
	所在地	
登録を取り消す年月日	令和 年 月 日	
登録を取り消す理由		